

長野県森林審議会が特に定める事項について

令和元年 12 月 12 日

森林づくり推進課

1 保全部会設置の根拠及び運営規定

(1) 森林法施行令(昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号)

第 7 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議をすることができる。

(2) 森林法施行細則(昭和 35 年 4 月 18 日長野県規則第 25 号)

第 15 条の2 審議会に、森林の保全に関する事項を審議するため、部会を置く。

2 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

3 第 12 条から前条までの規定は、部会について準用する。

第 12 条 会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

第 13 条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 14 条 議長は、関係官公署又は関係団体の職員もしくはその他の者に会議において関係事項について発言させることができる。

第 15 条 会長は、会議のてん末を記録し、出席委員 2 名とともに署名するものとする。

2 諮問事項と審議機関の考え方

審議機関	No	諮 問 事 項	根 拠 法 令	摘 要
本会議	①	地域森林計画の樹立	森林法第 6 条第 3 項	
	②	森林整備保全重点地域の指定	長野県ふるさとの森林づくり条例第 19 条第 3 項	
保全部会	③	10ha を超える又は知事が必要と認める林地開発行為の許可	森林法第 10 条の 2 第 6 項及びこれに基づく県の要領	
	④	1ha 以上の保安林の解除 (国・地方公共団体が行う事業に係るもの等を除く)	森林法第 26 条の 2 第 3 項及びこれに基づく国・県の要領	
	⑤	長野県防除実施基準(森林病虫害防除実施基準)の策定・変更及び高度公益機能森林・被害拡大防止森林の区域指定・変更	森林病虫害等防除法第 7 条の 3 第 3 項及び同法第 7 条の 5 第 2 項	

※ 保全部会は、諮問案件が生じた場合に、不定期で開催

諮問事項の内容により、必要に応じて保全部会による現地調査を実施